

	民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	自民党神戸	新社会党	住民投票☆市民力	たちあがれ日本
○議決対象の拡大(地方自治法第96条第2項の活用)									
マスタープラン等の行政計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○
審議会での内容、委員構成	—	—	—	○	○	—	—	—	—
法定受託事務	—	○	—	—	—	—	○	—	—
一定額以上の出資、出えん	—	—	—	○	—	—	—	—	—
他団体との提携、協定、交流	—	—	○	—	○	—	—	—	—
その他		・人事案件の 委員会付託			・マスタープラン等の素案・ 中間報告				
○調査権限の在り方と100条委員会	・現行通り必要	・運用面の改善必要	・議員個人の調査権の明文化  ・委員会・会派の情報請求権の明文化	・調査権の積極活用  ・調査機関の設置  ・議員の調査活動権限の付与	・調査機関への議員参加  ・議員個人の資料請求権	・現行通りです	・今後の課題	・明文化の必要までではない	・常任委員会の審議で足りる。  ・委員外議員や学識経験者の参加
○地方自治法176条問題(議会の再議の扱い)	・現行通りで可	・「特別拒否権」については自治法改正を求めべき	・「特別拒否権」については自治法改正は、国会に議論を委ねるしかない。	・「特別拒否権」については問題がある。	・将来の検討課題	・法律の範囲内です	・今後の課題	・地方自治法の見直しが必要	・執行機関側との調整に努めべき

	民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	自民党神戸	新社会党	住民投票☆市民力	たちあがれ日本
○通年議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回の会期とする。</li> <li>・第1回定例会を2月から6月末、第2回定例会を9月中頃から12月中頃までとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いつでも議会が対応できる体制を作るため、将来的には目指すべき。</li> <li>・導入時は、年2回の会期制も検討に値するが、通常業務に支障がないようにするべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的な議会での議論等を進めていくためには、会期の通年化は望ましい。</li> <li>・ただし、効果的、効率的な議会運営に努めるべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デメリットとしては、一事不再議の取り扱いや当局側の日程、業務に与える影響などがある。</li> <li>・これらの点も含めて、市民の政治参加、議会への関心を高めるのにつながるのかどうかという点から議論することが必要。</li> <li>・参考人招致や公聴会の開催は今のままでも実現は可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賛成であり、まず前段階として、定例会招集を2回にあらため、議事運営の効率化を目指すべき。</li> <li>・会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議を設置し、討議すべき。</li> <li>・職員とのコンセンサスを図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若干の期間延長をして、専決処分の減少を図るべき。</li> <li>・市長にしかない市会開会権については、余り改善の必要性を感じない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会が機動的に活動できるためには、長期間の会期設定、あるいは通年議会を導入するべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則的には賛成。</li> <li>・できる限り専決処分がないよう、議会チェックが出来る機会を担保するべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通年議会とするべき。</li> </ul>

	民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	自民党神戸	新社会党	住民投票☆市民力	たちあがれ日本
○本会議における質疑の在り方									
一問一答	・原則導入	・導入すべき	・質疑者の自由に委ねる。	・早急に導入すべき	・賛成	・原則禁止	・質疑者の選択に委ねる。	・議員の求めに応じて採用すべき	・質問者の選択に委ねる。
反問権	・質問趣旨の確認	・質問趣旨の確認	—	・現状では適当ではない	・将来的に検討	・将来的な課題	・付与すべき	・論点整理のためなら可	・認めるべき
議員間討議	・一定の制限を設けながら導入	・特別に設置する委員会では有効	—	・意見書や政策提起などの場合には有効	・委員長報告の際に導入	・本会議ではなく委員会を導入 ・「検討会」のような場で導入	・採用すべき	・議員提案議案以外は不要	・制度化の必要はない。
その他	・一般質疑・一般質問制度の創設	・厳格な質疑時間管理	—	・答弁時間と質問時間の分離	・答弁時間内であれば何度でも質疑等可能 ・質疑等時間の延長と答弁時間からの分離	・一般質問の導入	—	・答弁時間と質問時間の分離 ・一般質問の導入	・(通年議会とし)本会議を2～3日間とするなど審議の充実を図る。

	民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	自民党神戸	新社会党	住民投票☆市民力	たちあがれ日本
○委員会活動の活性化									
テーマ設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要なテーマを複数設置し、政策検証などを通じ、市民の意見反映等ができるシステムを創る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かえって議論が狭くなる可能性があり注意が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会独自の調査、それに基づく政策・条例提案などの議員相互の活発な議論</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマ以外の質疑も必ず保障すべき</li> <li>・テーマ設定に当たっては委員全員での検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期間を決めて特定のテーマを集中的に議論</li> <li>・定期的に当局を除いた「議員間討議」の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一つのテーマを掘り下げていく姿勢は重要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な日程を確保しつつ、委員会ごとに研究テーマを設定</li> <li>・議員間討議も導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来通り、臨機応変でよい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賛成</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当部局の業務内容ごとに審議や討論、質問などを実施</li> <li>・課長以上の出席で可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管する出先機関を4年間の任期ですべて視察し、状況を把握するとともに改善点を示す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理念的、宣言的規定として議会基本条例に盛り込むことも可能</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・外特委の審査対象を常任委員会にまわり、外特委では、現在審査対象外となっている出資比率50%未満の団体を対象とする。</li> <li>・「区政特別委員会」等を設置することにより地域の行政に議会がもっと関与する。</li> <li>・資料配布時期は、委員会開催の2週間前を目指すべき。</li> <li>・委員会資料については事前にネットで公開し、市民も共有すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「検討会」といった議員間討議の場所作りを行い、テーマに応じた議員間討議の機会を増やす。</li> <li>・議員間討議については、時間経過にはある程度の限界をつけ、最後は多数決採決を行う。</li> <li>・一問一答方式を推進するとともに、反問権については認める方向で検討</li> <li>・質疑・質問時間と答弁時間の管理を分ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会資料の1週間前配布に賛成</li> <li>・外特委の審査対象については現行通りで可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会については、月2～3回開催してもよい。</li> <li>・委員会の質問順については抽選制とする。</li> <li>・全会一致で採択した請願・陳情については、その処理経過を毎月でも委員会で報告させるべき。</li> <li>・執行機関の答弁について局長以外にも広げるべき。</li> <li>・(通年議会とし)委員会の総括質疑を2～3日間とするなど審議の充実を図る。</li> </ul>	

	民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	自民党神戸	新社会党	住民投票☆市民力	たちあがれ日本
○予算編成過程や議案の賛否のための情報開示	<p>・予算編成過程については、執行機関が議員に情報公開し、議員が議論に加わることができればよい。</p> <p>・予算に議会の政策と事業がもっと反映できる仕組みが必要である。</p>	<p>・予算編成に関与できる環境を整えるため、「仮称：政策立案委員会」的な委員会を立ち上げる。</p> <p>・予算・決算等、当局における意思決定過程に議会が関与できるようにする。</p> <p>・議会の政策立案能力を高めることがなにより重要である。</p>	<p>・これらの情報開示については、執行機関は特段の事情がない限り、当然、真摯に応えるべき。</p> <p>・議会基本条例の制定に際しては、議会が執行機関に求める情報請求権として明記することも必要。</p>	<p>・予算の編成過程はもちろん、各施策についても確定に至る経過の透明化が求められる。</p> <p>・議会への情報開示はもちろんのこと、各議員、会派が求める情報、資料についても迅速な対応が必要。</p>	<p>・これらの情報開示は必要不可欠。</p> <p>・予算要求内容を12月議会に事前開示し、質疑を経て予算原案に対する意見を市長に提出する。</p> <p>・こうした手続きを経た後、改めて市長が3月議会でも予算案を上程する。</p>	<p>・予算編成過程開示の必要性は認められない。</p> <p>・むしろ、予算編成を前に「予算教書」を議会から市長に提出し、その後市長より提出された予算案を、その教書と比較することにより、チェック機能の強化を図る。</p> <p>・例えば、9月市会終了と同時に「予算教書検討会」を開会するなど、別項（政策立案・提言機能）にて議論してほしい。</p>	<p>・政策水準の一層の向上を図り、審議を深められるよう、必要かつわかりやすい情報開示に努めるべき。</p>	<p>・これは「議会改革」というより、むしろ「行政改革」の一環として当局に進めてもらいたい。</p> <p>・特に、予算編成過程の「見える化」は、行政の説明責任を果たす観点で、さらに積極的に進めてほしい課題である。</p>	<p>・「選択と集中」については、どのような複数の考え方からどういう理由で選択したのか、その具体的な過程について、もっと思い切った情報開示を進めるべき。</p> <p>・会派の予算要望については、文書によるやりとりは確保すべきである。</p> <p>・逆に、議員にしか入ってこない情報もあり、双方の情報の非対称性を解消する必要がある。</p>